

「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」

【基本計画案 第2章第10節】

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画、再生事業、三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

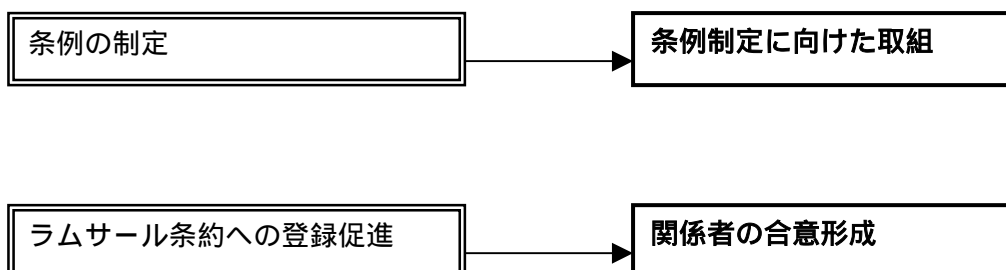
また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

【第1次事業計画の目標】

三番瀬の再生・保全・利用は、関係者の相互理解のもとに将来にわたってたゆまず取り組んでいくことが重要です。

このため、三番瀬の再生・保全・利用等の枠組みを明確にする条例の制定や谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：条例制定に向けた取組</p> <p>東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域の三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の4市に囲まれており、三番瀬の再生・保全・利用には長期的な取組が求められます。将来にわたりその取組を継続的に進めていくためには、基本理念・基本原則、再生計画の策定、再生事業の実施、三番瀬再生会議の設置等を内容とする三番瀬の再生・保全・利用のための条例を制定することが重要です。</p> <p>このため、条例の制定に向けて、既存法令との関係の整理・調整、国・地元市、関係者との協議・調整等に取り組みます。</p>
<p>2 ラムサール条約への登録促進</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：三番瀬のラムサール条約への登録について関係者の合意形成</p> <p>三番瀬は、ラムサール条約の「国際的に重要な湿地の基準(9基準)」のうち、水鳥や魚類等に関する5つの基準を満たしていることが確認されている国際的な価値を有する地域です。</p> <p>また、ラムサール条約が掲げる「賢明な利用」の趣旨は、三番瀬の再生・保全に取り組む上での土台となります。</p> <p>このような国際的な価値を持つ三番瀬がラムサール条約に登録されることは、息の長い再生・保全の取組を継続的に進めていくための関係者の合意のシンボルとして、また、未来の世代につなげるメッセージとしても有効です。</p> <p>このため、三番瀬の再生事業と並行して、ラムサール条約の趣旨を活かした三番瀬の再生・保全・利用についての考え方を共有できるよう、関係機関との連携、関係者との調整を進めます。</p>